

# 広報直島

2024 Apr. No.849



すな おな えが おの し ま

## contents

- 02 令和6年度予算
- 04 令和6年度重点事業
- 06 総務課からのお知らせ
- 07 建設経済課からのお知らせ
- 10 環境水道課からのお知らせ
- 11 税務課からのお知らせ
- 12 カメラレポート
- 14 教育員会からのお知らせ
- 17 住民福祉課からのお知らせ
- 18 まちづくり観光課からのお知らせ
- 21 ふれあい診療所からのお知らせ



町の人口 | 4月1日現在(先月比) 世帯数/1,569(+5) 人口/2,907(-16) 男/1,500(-12) 女/1,407(-4)  
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.21km<sup>2</sup>

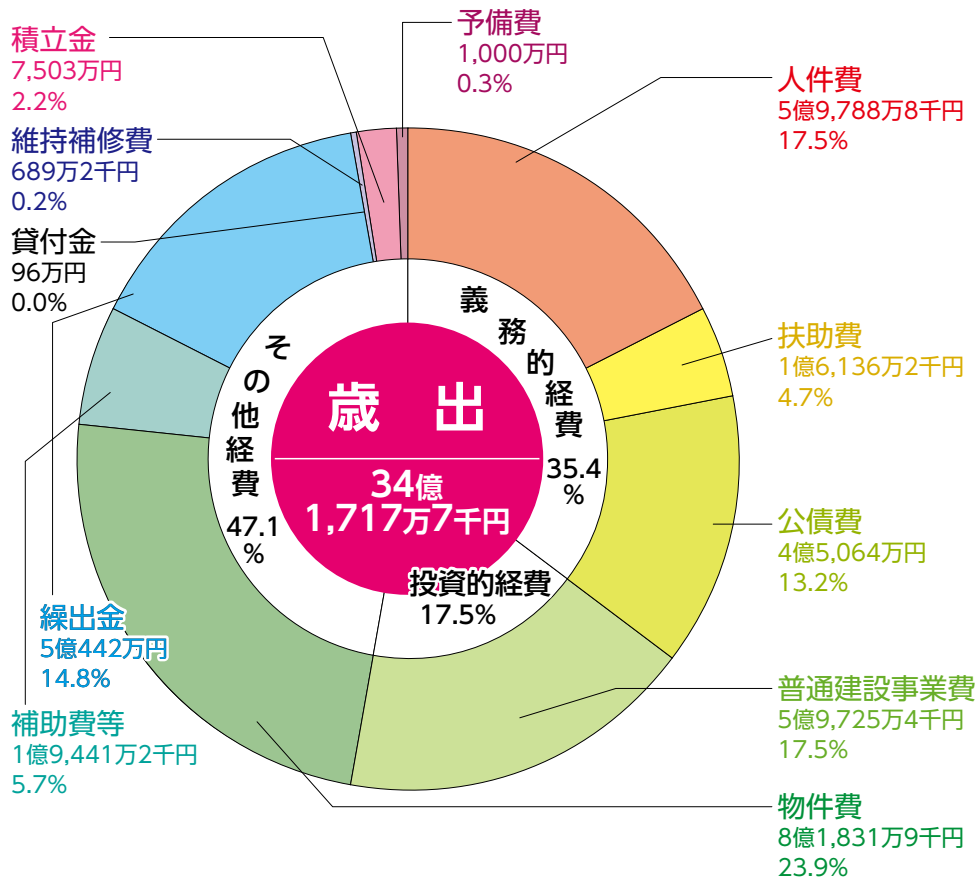
直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / [somu1@town.naoshima.lg.jp](mailto:somu1@town.naoshima.lg.jp)

みんなが笑顔で暮らせる町に

# 令和6年度の予算決まる

新年度の予算の概要と、町が取り組む主な事業を紹介します。

令和6年度一般会計および特別会計の予算案が、3月定例議会で可決されました。  
 一般会計予算額は34億1,717万7千円で前年度と比較して、9,802万1千円(3.0%)の増となりました。  
 引き続き、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう、町の発展・活性化を推進していくことを基本とした予算編成となっております。



### 用語の説明

- 物件費** 消費的性質の経費の総称であり、主なものとして、旅費・需用費・委託料などです。
- 扶助費** 児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費であり、主なものとして、医療費などです。
- 補助費等** 各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費であり、主なものとして、負担金・補助金および交付金などです。
- 公債費** 町債の償還に係る経費です。
- 普通建設事業費** 道路・港湾・学校・庁舎等公共施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

## 主な経費

### 【一般会計】

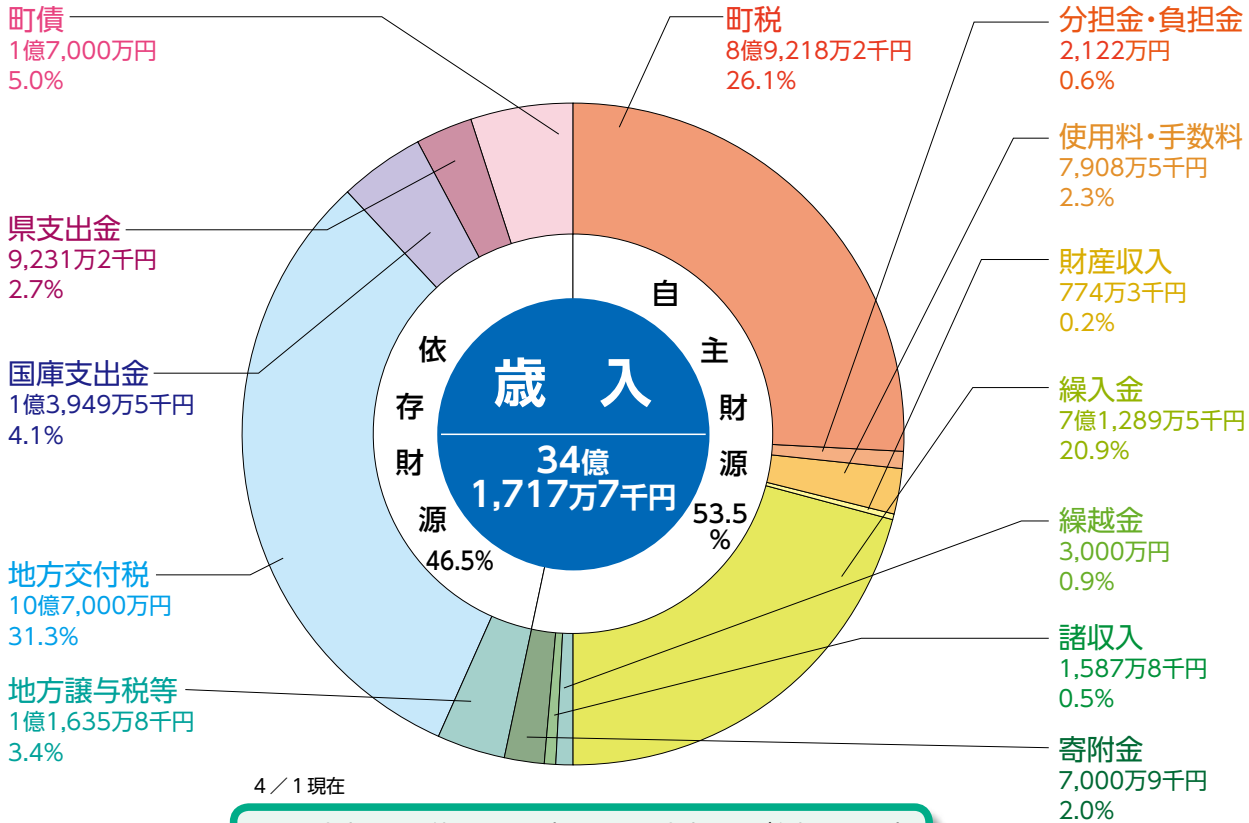
経費種別	金額(千円)
総務費	21,749
行政情報通信サービス事業	3,100
庁舎非常用発電設備修繕	156,227
地方公共団体情報システム標準化事業等	5,588
アナログ規制の点検・見直し支援業務等	5,828
町制施行70周年記念式典	1,200
直島出合い隊助成事業等	2,685
まちづくり景観整備助成事業	14,378
地域おこし協力隊	3,200
空き家改修等補助事業	104,173
直島応援寄附者返礼品等	7,700
第5次総合計画・デジタル田園都市構想総合戦略策定業務	55,260
町営バス運行事業	3,700
固定資産税土地異動更新業務	6,043
民生費	11,195
地域生活支援事業	1,900
地域子育て支援拠点事業等	496
出産奨励金(2人以上)	1,032
敬老会	2,750
老人バス利用助成	3,794
総合福祉センター空調設備更新	2,725
一時保育事業	5,520
子育て支援事業	720
子ども医療費助成事業	3,537
衛生費	
看護学生修学資金貸付事業	
母子健診等	

子どもインフルエンザ予防接種	2,389
出産・子育て支援補助	2,200
带状疱疹予防ワクチン接種等	6,237
住宅太陽光発電システム設置補助	800
エコアイランド補助	4,000
浄化槽設置整備事業補助	2,356
海岸漂着物回収抑制事業	1,706
焼却施設設備修繕	21,000
農林水産業費	
有害鳥獣駆除事業	6,127
農道補修	1,500
松くい虫防除事業	1,923
漁港定期点検業務	5,700
商工費	
ふるさと海の家(浮島購入)等	4,236
瀬戸内国際芸術祭2025運営負担金等	9,350
火まつり実行委員会助成	15,000
商工会助成	1,800
社宅整備費用助成	6,200
土木費	
道路維持管理業務	5,000
鷺ノ松1号線舗装等	39,232
港湾施設パトロール・イルミネーション事業	7,606
港湾法定点検業務	7,600
風戸港第2泊地調査業務	1,482
積浦地区急傾斜地崩壊対策事業等	10,800
海の駅なおしま大規模改修	33,063
屏風港1号けい船堤物場場改良等	41,737

南寺ポケットパーク改修	20,865
外新田団地外壁改良等	37,598
民間住宅耐震対策支援事業等	3,770
消防費	
災害用備蓄品整備	1,049
各所改良等(消火栓含む)	3,200
第1分団屯所更新事業	279,637
小型動力ポンプ購入	3,289
救急患者搬送業務関係	33,276
教育費	
高校生通学旅費等補助	4,215
少年・青年活動助成	800
小学校プールサイド塗装等	16,794
中学校各所改良	1,600
国際交流推進協議会(Naoshima Egg事業)	2,014
文化協会助成	850
女文案補助事業等	1,628
体育協会助成	1,050
スポーツ少年団助成	598
器具消毒保管庫購入事業	2,100
【特別会計】	
特定健康診査等事業	2,768
介護予防ケア運動教室等	2,782
介護保険法改正対応システム改修	3,907
診療所各所補修	1,700

# 一般会計の予算は34億1,717万7千円

特別会計 11億6,607万円 簡易水道会計 6億9,677万4千円



4 / 1 現在

町民1人当たりに使われるお金 117万5千円 (歳出総額/人口)  
町民1人当たりが負担するお金 30万7千円 (町税/人口)

## 特別会計予算額

会計名	令和6年度	令和5年度	前年度対比
国民健康保険事業	3億8,875万2千円	4億5,180万円	▲14.0%
介護保険事業	4億204万4千円	4億229万9千円	▲0.1%
診療所事業	2億7,491万1千円	3億1,971万2千円	▲14.0%
後期高齢者医療事業	7,665万2千円	6,808万6千円	12.6%
下水道事業	0千円	2億7,258万4千円	皆減
宅地造成事業	2,371万1千円	1億900万9千円	▲78.2%
合計	11億6,607万円	16億2,349万円	▲28.2%

## 簡易水道事業会計予算額

項目	令和6年度	令和5年度	前年度対比
収益的収入	4億9,436万9千円	4億7,852万9千円	3.3%
収益的支出	4億6,141万1千円	4億8,065万9千円	▲4.0%
資本的収入	6,427万2千円	7,836万1千円	▲18.0%
資本的支出	3億5,288万5千円	2億1,462万6千円	64.4%

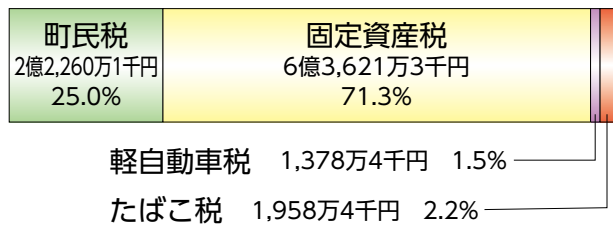
## 下水道事業会計予算額

項目	令和6年度	令和5年度	前年度対比
収益的収入	2億7,356万8千円	0千円	皆増
収益的支出	2億847万2千円	0千円	皆増
資本的収入	1億2,180万円	0千円	皆増
資本的支出	1億9,511万7千円	0千円	皆増

## 歳入構造別比較表

	依存財源	自主財源	合計
令和2年度	43.0%	57.0%	32億4,340万8千円
令和3年度	43.6%	56.4%	31億8,739万6千円
令和4年度	42.4%	57.6%	32億2,328万円
令和5年度	44.1%	55.9%	33億1,915万6千円
令和6年度	46.5%	53.5%	34億1,717万7千円

## 町税8億9,218万2千円の内訳





## 令和6年度の重点事業

～新規事業等主なものを紹介します～

詳しいお問い合わせは各担当課まで

### 1 ハード事業

**新** …新規事業 **継** …継続事業

#### **新** ふるさと海の家浮島購入事業 約300万円

ふるさと海の家つつし荘の海上フロートを新たに購入し、現在の浮島と合体させ6m×9m=54㎡の浮島を海上に設置し夏季海水浴客の増加や施設利用者の利便性を図ります。

#### **新** 町道鷺ノ松1号線舗装事業 約3,000万円

通学路にもなっている道路で、舗装の傷みの激しい箇所であり、ガードレールも老朽化していることから、安全安心に通行できるように舗装の更新やガードレールの建替えなどの工事を行います。

#### **新** 海の駅なおしま大規模改修事業 約3,300万円

直島の玄関口でもある海の駅「なおしま」は、完成から15年以上が経過し、屋内の屋根裏や柱などに劣化が見受けられることから、施設の強度や美観等の維持回復を図るため、屋根裏や柱などの塗装を塗り替える工事を行います。

#### **新** 宮ノ浦港駐車場消火設備更新事業 約1,050万円

宮ノ浦港駐車場の消火設備は、完成から30年以上が経過し、全体的に老朽化が進んでいることから、安全安心に利用できるように消火設備と消火器のすべてを更新する工事を行います。

#### **新** 南寺ポケットパーク改修事業 約2,100万円

南寺ポケットパークの遊具は、完成から20年以上が経過し、全体的に劣化が見受けられることから、快適で安全安心に利用できるように遊具の更新等の工事を行います。

#### **新** 外新田団地外壁等改良事業 約3,300万円

多くの町営住宅では老朽化が進んでおり、住宅を維持していく必要があるため、順次計画的に改修を進めています。

令和6年度からは外新田団地の外壁等の改良を数年計画で実施する予定で、今年度は1棟2戸の屋根・外壁塗装、樋・鋼製建具取替等を行います。

#### **継** 第1分団屯所更新事業 約2億8,000万円

現在の第1分団屯所は建築から46年が経過し、経年劣化による老朽化も進んでいるため、将来予想される南海トラフ地震などに対する防災面での強化を図るため、屯所の更新工事を行います。

**新** 小学校プールサイド塗装事業 約1,500万円

小学校プールサイドの床は、老朽化等により全体的にひび割れや床が剥がれている部分が多くあり、子どもたちが素足で歩くには危険なため、プールサイド全体の床の補修を行います。

**継** 横防地区配水管布設事業 約1,700万円

横防地区の水道配水管が老朽化しているため、横防公園付近から外ヶ浜前までの延長約260mに耐震性のある水道用ポリエチレン管を布設します。

**2 ソフト事業**

**新** 第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務

子ども・子育て支援法に規定される「子ども・子育て支援事業計画」の現行計画が令和6年度で終了します。このことから、第3期計画策定に向けて、教育・保育のニーズ調査、現状と課題の把握等を行い、必要な事業量の推計、目標量の設定等を行い、地域の特性を反映した実効性のある計画を策定します。

**直島町人事異動 (R6)**

◆**任期満了** 3月31日付 ( ) 内は、旧職名  
森田 峻史 (町立診療所医師)  
※県からの派遣期間終了

◆**退職** 3月31日付 ( ) 内は、旧職名  
岩田 玲奈 (町立診療所主任看護師)

◆**異動** 4月1日付 ( ) 内は、旧課名

**【総務課】**

課長補佐 八頭司浩行 (税務課)  
主査 豊田 壘 (診療所)

**【建設経済課】**

課長補佐 鳥居 利悠 (総務課)  
主事 秋友 佑斗 (教育委員会)

**【環境水道課】**

課長補佐 松崎 清人 (まちづくり観光課)  
課長補佐 松野 吉高 (住民福祉課)

**【住民福祉課】**

主査 中谷 拓弘 (総務課)

**【税務課】**

課長補佐 堀口 亮 (教育委員会)

**【まちづくり観光課】**

課長補佐 近藤 共則 (環境水道課)

**【教育委員会】**

次長補佐 大谷 章人 (環境水道課)

**【給食センター】**

次長補佐 高橋 秀明 (建設経済課)

**【県へ派遣】**

主事 下津 玲偉 (総務課)

◆**採用** 4月1日付  
町立診療所医師 谷 勇輝 (県より派遣)  
町立診療所主事 手塚 樹亜  
健康推進室保健師 緒方 裕花  
教育委員会主事 石田穂乃香



# 総務課からのお知らせ

必要な事項は記載されていますか？

## インボイス記載事項チェックシート

### インボイス

- 発行者の氏名又は名称
- 登録番号
- 取引年月日
- 取引の内容
- 税抜又は税込価額の合計額(税率ごとに計算)
- 適用税率(10%又は8%)
- 消費税額等(税率ごとに計算)
- 宛名

書類の名称は自由(納品書・領収書など何でもOK)

請求書	R6. 〇月分	取引年月日 (一定期間をまとめてもOK)
宛名 A株式会社 〇〇部		
取引の内容 (軽減税率対象なら、その旨)	納品書 10,000円 800円 領収書 3,000円 300円	税抜又は税込価額の合計額 (税率ごとに計算)
適用税率	10%対象 25,000円 2,500円 8%対象 13,000円 1,040円	消費税額等 (税率ごとに計算)
発行者の氏名又は名称 登録番号	B株式会社 T1234567890123	

### 簡易インボイス

- 発行者の氏名又は名称
- 登録番号
- 取引年月日
- 取引の内容
- 税抜又は税込価額の合計額(税率ごとに計算)
- 適用税率(10%又は8%)  
OR  
消費税額等(税率ごとに計算)
- 宛名

領収書	R6年〇月〇日	宛名なしOK!
12,500円也(10%)		
飲食代として	B株式会社	適用税率が書いてあるので消費税額は不要!
※簡易インボイス対象	T1234.....	

発行時のワンポイント・アドバイス  
法令上の記載事項ではありませんが「簡易インボイス対象である旨」を記載しておく、「記載不備のインボイスでは？」と誤解した取引先から確認等を受ける手間が減ります。

## 記載不備のインボイスを受け取った場合

この領収書、消費税額の記載がない…？

もしかしたら簡易インボイスかもしれません  
⇒ 簡易インボイスなら税率さえ書いてあればOK!

簡易インボイスが発行可能な事業  
スーパー・コンビニ・百貨店・文具店・雑貨店などといった小売店、飲食店、タクシー、時間貸し駐車場、写真店、旅行会社・旅行代理店、その他不特定かつ多数の者を相手にする事業  
(例) 通販サイト、ホテル、航空機、レンタカー、宅配サービス、会員向けセミナー etc.

記載事項が明らかに誤っている…

誤り・不足事項を取引先と共有して確認を受けることで、自ら修正することも可能です!



確認時のワンポイント・アドバイス  
修正した請求書に「修正事項●月●日先方確認済み」といった文言を記載しておけば、確認を受けたことを明らかにできます!

## その他ワンポイント・アドバイス

インボイスの消費税額、計算方法はありますか？

1円未満の端数処理は、1インボイス当たり、税率ごとにそれぞれ1回  
⇒ 商品・明細行ごとの端数処理は×

対価の額	消費税額
5,106円	510円
8,359円	835円
合計	1,346円

端数処理は、受発側では確認が難しいので、発行側の責任でしっかり確認をお願いします!

## マンガでわかるインボイス記載事項

インボイスの記載事項に不備? の巻

営業部の近藤さんからこんな領収書が…

近藤 平水

近藤 俊伯 係長

12,500円也  
お品代として

これはなかなかカッコイイ領収書ですね…

一緒にインボイスの記載事項を確認してみましょう!

インボイスには、発行者名(屋号もOK!)と登録番号が必要だよ!

発行者名: 国興飲食店 T1234.....

登録番号: [不明]

取引年月日と…

取引年月日: R6年2月2日

取引年月日が空欄は、さすがに良くないわね…!

取引の内容、取引価格と適用税率、

取引内容: 飲食代として

取引価格: 12,500円也

適用税率: 12,500円也(10%)

取引金額は書いてあるけど…、適用税率が書いてないわね。

消費税額、宛名、これでインボイスだね!

消費税額: 12,500円也 (お品代として) / 税1,136円

宛名: A株式会社

最後に…

会社負担にするなら、宛名は会社名でね!

しかしだよ、近藤さん、これは何の店なんだい?

あー…まあアヒトコで言えば、飲食店ッスね!

実は…簡易インボイスだった! の巻

小売業や飲食店業など、不特定多数を相手にする事業は、インボイスの記載を簡単にした、簡易インボイスを出せるんだ!

簡易インボイスなら…

適用税率が書いてあれば、消費税額がなくても大丈夫!

※ 逆に消費税額だけでもOK!

ちなみに、宛名も不要だよ。

製造部でこんな請求書を買ったんだが、これはインボイスになるのか?

A 株式会社 請求書 R6年1月分

納品書No.1~23

請求額 500,000円

525,000円 (+税 25,000円(10%))

納品 T2345…

製造部 三統士

フムフム…何気になるのです?

取引日を書いてない!

取引内容が書いてない!

「インボイス」と書いてない!

取引年月日については、一定の期間まとめて記載することができます(なので●年●月分でOK)

また、取引内容は、「※納品書No.1~23」とあるように、納品書と合わせ技で記載事項を満たすこともできます!

さらに、インボイスは、書類の名称を問わないので、請求書や納品書でもインボイスになるんですよ!

柔軟な対応が可能!

このほか、インボイスに関する情報は、「インボイス制度特設サイト」を確認!

国興庁 インボイス

お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222



総務課からのお知らせ

消防団員・婦人防火クラブ員募集  
～あなたのチカラをかせてくれませんか～

直島町には常備消防機関である消防本部および消防署がありません。  
その役割を担っているのが消防団で、消火・予防・救助といった業務を行っています。このような重要な役割を担う直島町消防団では、団員として活躍していただける18歳以上の方を募集しています。  
また、家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に活動している婦人防火クラブ員も募集しています。  
皆さんの力を地域の防災力向上のために、お役立てください。



お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

建設経済課からのお知らせ

～住まいの耐震診断・耐震改修工事を実施しませんか～  
直島町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付制度

制度の概要

町では、下記の要件に該当する耐震診断や耐震改修工事等に要する費用について、その一部を補助します。

(1) 補助を受けられる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する方で、自ら所有する住宅*の居住者である</li> <li>・町税等の滞納がない</li> </ul> <p style="text-align: right;">※民宿は「住宅」に該当しません。</p>
(2) 対象となる住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内にある住宅で、下記の要件を満たすもの</li> <li>①昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅、または長屋建て住宅（住宅の用に供する部分が過半以上の併用住宅も含む） ※枠組壁工法・丸太組工法の住宅、賃貸住宅、社宅は除く</li> <li>②耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用する</li> <li>③建築基準法の規定に違反していない</li> <li>④耐震診断や耐震改修工事等を過去に行っていない</li> <li>⑤簡易耐震改修工事にあつては、木造の住宅に限る</li> </ul>
(3) 補助の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①耐震診断（補助金の額）＝耐震診断に要した費用（補助対象経費）× 9/10 ※ただし、9万円を限度とする。</li> <li>②耐震改修工事（実施設計費用も含む）（補助金の額）＝工事に要した費用の100万円まで全額補助</li> <li>③簡易耐震改修工事（実施設計費用も含む）（補助金の額）＝工事に要した費用の50万円まで全額補助</li> <li>④耐震シェルター等設置工事（補助金の額）＝工事に要した費用の20万円まで全額補助</li> </ul>

※上記の他にも審査要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

補助申請の最終受付期限：令和7年1月17日【金】

補助を希望される方は、申請書類に必要書類を添付して、期日までに役場建設経済課へ申請してください。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



## 建設経済課からのお知らせ

### 町営家族用住宅（メゾン横防）の入居者募集について

#### 受付期間

**4月1日(月)～4月19日(金)**

**8：15～17：00**（12：00～13：00は除く）  
（土・日・祝日は受付できません。）

#### 場 所

直島町3768番地1 町営家族用住宅「メゾン横防」3号

入居指定日 5月1日(水)

募集戸数 木造2階建・2LDK 1戸

#### 抽選会および入居説明会

4月24日(水) 15：00～ 役場2階大会議室

入居資格に該当された方は、必ず時間厳守で抽選会  
に出席してください。なお、当選された場合には、そ  
の後、引き続き入居説明を行います。（代理人でも可）

家 賃 43,000円（月額）

#### 入居資格

##### 次の条件をすべて満たしている方

- ①住宅に困窮し、自ら居住する住宅を必要とする方で、同居親族、または同居しようとする親族があり、原則、町内に居住地を確保していない。  
※町内に在住の方で、婚姻等の特別な事情により、現在住んでいる所から世帯を分離する必要性に迫られている場合であって、やむを得ない特別な事情と認められる場合はこの限りでない。

- ②入居基準日をもって、申請者とその家族(子ども除く)が満18歳以上40歳未満。  
※年齢については、民法第143条および年齢計算に関する法律の規定に準ずる。
- ③原則、連続して2年以上入居し、10年以内に退去することが可能である。
- ④町税等を滞納していない。
- ⑤家賃の支払い能力がある。
- ⑥その者、または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に關する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない。

#### 申込方法

必要書類をそろえて建設経済課窓口に申込者が直接持参してください。

- (1)家族用住宅入居許可申請書
- (2)「町営家族用住宅の留意事項について」
- (3)住民票（謄本）【世帯全員分】
- (4)課税・所得証明書【世帯全員分】
- (5)納税証明書【世帯全員分】  
※納税項目がない場合も必要となります。
- (6)その他 ※必要な場合あり。（転入確約書など。世帯状況等による。）

#### 資格審査等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格該当者には抽選会および入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。また、入居資格に該当されなかった方にも電話で通知します。

### 姫宮団地（積浦）の宅地分譲について

直島町では、姫宮団地（積浦）の宅地分譲を次のとおり行います。

場 所 直島町字姫宮、坪ノ奥（積浦）  
分譲数等 5区画【1区画当たり】約230㎡（約70坪）  
分譲単価【1区画当たり】300万円程度  
契約方法 分譲条件を特約とする買戻特約付売買契約  
申込資格

- ①住宅（自らが所有し、かつ、専用に居住する専用住宅）を建設するために宅地を必要とする方であって、分譲地の所在地に住民票を移し、生活の本拠地として居住することを確約できる方
- ②申込書の提出日において、現に同居し、または同居しようとする親族がいる方（申込日より6カ月以内に婚姻予定の方も含む）
- ③市町村税等を滞納していない方  
※その他の要件もありますので、詳細は下記までお問合せください。

#### 分譲の条件

- ①分譲地を別荘、セカンドハウスなどの目的に使用しないこと。
- ②営利目的であるか否かにかかわらず、売買、賃貸、貸借、飲食店、宿泊施設（簡易宿所や民泊などに類するものも含む。）など、分譲地を専用住宅以外の用途に使用しないこと。
- ③分譲地の売買契約の締結の日から起算して3年以内に住宅の建築を完了し、かつ、分譲地の所在地に住民票を移した上で生活の本拠地として居住すること。  
※その他の条件もありますので、詳細は下記までお問合せください。

募集期間 令和6年4月1日(月)から令和7年1月17日(金)まで  
※午前8時30分から午後5時まで（12：00～13：00は除く）（土・日・祝日は受付できません。）

申込方法 「宅地分譲申込書」等を提出してください。  
※申し込みは区画ごととし、1世帯につき1区画とします。

説明会 申込書受付後に随時開催

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



建設経済課からのお知らせ

町営单身者用住宅(マリnpール直島)入居者募集について

受付期間

4月1日(月)～4月19日(金) 8:15～17:00

(12:00～13:00は除く) (土・日・祝日は受付できません。)

場 所 直島町2249番地64 町営单身者用住宅「マリnpール直島」105号

入居指定日 5月1日(水) 募集戸数 鉄骨造2階建・1SDK 1戸

抽選会および入居説明会 4月24日(水) 16:00～ 役場2階大会議室

入居資格に該当された方は、必ず時間厳守で抽選会に出席してください。なお、当選された場合には、その後、引き続き入居説明を行います。(代理人でも可)

家 賃 30,000円+共益費1,000円(月額)

入居資格

次の条件をすべて満たしている方

- ①住宅に困窮し、自ら単身にて居住する住宅を必要とする方で、原則、町内に居住地を確保していない。  
※町内において、現入居先の家主等から退去を求められての応募の方は、その事実を証明する書類を提出していただき、その状況等により判断させていただきます。(ただし、複数の応募があった場合は、町内に居住地を確保していない方が優先です。)
- ②入居基準日をもって、満18歳以上40歳未満。  
※年齢については、民法第143条および年齢計算に関する法律の規定に準ずる。
- ③原則、連続して2年以上入居する。
- ④町税等を滞納していない。
- ⑤家賃の支払い能力がある。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない。

申込方法

必要書類をそろえて建設経済課窓口申込者が直接持参してください。

- (1)单身者用住宅入居許可申請書
- (2)[町営单身者用住宅の留意事項について]
- (3)住民票(すべて省略したもの)
- (4)課税・所得証明書
- (5)納税証明書  
※納税項目がない場合も必要となります。
- (6)その他(転入確約書など)

資格審査等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格該当者には抽選会および入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。また、入居資格に該当されなかった方にも電話で通知します。

直島町民間危険ブロック塀等撤去補助事業

地震や台風などの災害時に、ブロック塀の倒壊による被害を防止するため、倒壊する恐れのあるブロック塀等の撤去工事に対し、補助金を交付します。

申請受付期間

令和7年1月17日(金)まで

補助対象者

ブロック塀等の所有者・ブロック塀等のある土地の所有者・ブロック塀等のある土地にある建築物の所有者

対象物

道路に面し、点検の結果、転倒の恐れがあると判定されたブロック塀等  
※道路や点検結果に一定の条件あり

補助額

- 次のいずれか少ない額
- 撤去工事に要する経費の4/5
- 1敷地あたり16万円

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



## 環境水道課からのお知らせ

### 猫の不妊・去勢手術費補助について

町では、動物の愛護および管理についての理解を深め、公衆衛生の向上を目的として、猫の不妊・去勢手術費用に対する補助事業を行っています。

繁殖により、殺処分されていく命を減らすために、この制度をご利用ください。

以下の要件すべてに該当する方が対象となります。

#### 補助の対象

- 町内に居住し、住民基本台帳に記録されている
- 猫の不妊または去勢手術を実施し、かつ、その費用を負担した（営利目的として猫を飼養している場合は補助対象となりません。）
- 町税を滞納していない

#### 補助金額

- 手術費の3分の2以内の額（100円未満の端数があるときは切り捨て。）  
【補助金の上限額】  
猫の不妊・去勢手術1匹につき10,000円



4月1日から担当課が環境水道課になります！

#### 申請方法

- 「直島町猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書」に記入し、手術費の領収書および診療費明細書を添え、環境水道課に提出してください。  
申請書類は環境水道課で配布のほか、町役場のホームページからもダウンロードできます。

### 上水道の使用用途名等の変更について

町の上水道料金は、使用目的により用途が区分されていて、それぞれで料金が異なります。

会社や飲食店等が使用するものについて、4月1日から用途名等を変更しましたので、以下のとおりお知らせします。

なお、この変更に伴って、現在「団体用」および「営業用」の契約者が、「事業用」に再度契約する必要はありません。

用途	基本水量	基本料金	超過料金
団体用	10m <sup>3</sup>	1,980円	231円
	20m <sup>3</sup>	3,960円	
	50m <sup>3</sup>	9,900円	
	100m <sup>3</sup>	19,800円	
	200m <sup>3</sup>	39,600円	
	300m <sup>3</sup>	59,400円	
営業用	10m <sup>3</sup>	1,980円	231円
	20m <sup>3</sup>	3,960円	
	30m <sup>3</sup>	5,940円	
	50m <sup>3</sup>	9,900円	
	100m <sup>3</sup>	19,800円	
	200m <sup>3</sup>	39,600円	
	500m <sup>3</sup>	99,000円	
	1,000m <sup>3</sup>	198,000円	
5,000m <sup>3</sup>	990,000円		

→ 統合

用途	基本水量	基本料金	超過料金
事業用	10m <sup>3</sup>	1,980円	231円
	20m <sup>3</sup>	3,960円	
	30m <sup>3</sup>	5,940円	
	50m <sup>3</sup>	9,900円	
	100m <sup>3</sup>	19,800円	
	200m <sup>3</sup>	39,600円	
	300m <sup>3</sup>	59,400円	
	5,000m <sup>3</sup>	990,000円	

- 用途変更（事業を開始および廃止する）や、基本水量を変更する場合などは届け出が必要です。

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225

税務課からのお知らせ

後期高齢者医療保険料について(令和6年度)

$$\begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{(年額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \quad 54,000\text{円} \\ + \\ \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \times \\ \text{所得割率} \quad 10.41\%^{*} \end{array}$$

※賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合9.63%

全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなり、被保険者が個々に納めます。保険料率は、県内すべての市町で同じです。

- ・保険料の賦課期日は4月1日です。ただし、年度途中で被保険者資格を取得した方の賦課期日は、資格取得日になります。
- ・保険料の上限は1人につき80万円です。ただし、令和5年度末までに資格を取得している方は、73万円です。
- ・賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額および山林所得ならびに他の所得と区分して計算される所得の合計額から基礎控除額(43万円)を引いた額のことです。
- ・保険料に100円未満の端数があるときは、切り捨てます。

保険料の軽減措置

★均等割額の軽減

後期高齢者医療制度の保険料のうち、均等割額については、世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計金額に応じて判定する軽減措置があります。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減の割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>*</sup> - 1) 以下	7割
43万円 + (29.5万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与所得者等の数 <sup>*</sup> - 1)) 以下	5割
43万円 + (54.5万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与所得者等の数 <sup>*</sup> - 1)) 以下	2割

※一定の給与所得者と年金所得がある方

- ・賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になられた方は、資格取得日が賦課期日になります。
- ・65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

★被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被保険者の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者<sup>\*</sup>であった方は、所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

なお、世帯の所得に応じて均等割額の軽減が適用される場合があります。

※被用者保険の被扶養者とは、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの保険に加入していたときに被扶養者であった方です。

(市町国民健康保険、国民健康保険組合は除く)

お問い合わせ 税務課 ☎087-892-2296



3月7日(木)

## 町表彰・教育委員会表彰



### ◎令和5年度・直島町表彰者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
1	かねみつ くみこ 金光 久美子	(善行者) 直島町表彰規程 第2条第1号	令和5年7月に開催された中国・四国ブロック商工会女性部交流会にて主張発表し、最優秀賞を受賞した。ブロック代表としても10月に開催された第24回商工会女性部全国大会においても主張発表し、優秀賞を受賞した。全国に広く直島町商工会女性部の名声を広め、会員の士気を大いに高揚させた功績は多大である。

### ◎令和5年度・感謝状贈呈者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
1	こやま きみちか 小山 公望	直島町表彰規程 第3条	平成19年12月に直島町選挙管理委員に就任し、令和5年2月28日までの15年以上の長きにわたり、公正で清潔な選挙運動の推進に貢献した。その献身的な職務遂行は高く評価され、地方行政に尽くした功績は多大である。
2	おおやま いちろう 大山 一郎	直島町表彰規程 第3条	平成20年7月に直島町農業委員に就任し、直島町農業委員会が廃止となった令和5年7月19日までの5期15年にわたって委員を務めた。この間、本町の農業行政の向上に尽くした功績は多大である。
3	にしおか さちこ 西岡 幸子	直島町表彰規程 第3条	平成20年7月に直島町農業委員に就任し、直島町農業委員会が廃止となった令和5年7月19日までの5期15年にわたって委員を務めた。この間、本町の農業行政の向上に尽くした功績は多大である。

### ◎令和5年度・直島町教育委員会表彰者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
1	すぎ ななこ (直島小学校6年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	令和5年度火災予防ポスター募集において、香川県知事賞を受賞された輝かしい功績は顕著である。
2	ふくしま はな (高松商業高等学校3年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	令和5年度全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会、特別国民体育大会セーリング競技会およびセーリング420級世界選手権大会に出場した功績は多大である。
3	つごう かなた (高松商業高等学校3年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	令和5年度全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会およびセーリング420級世界選手権大会に出場した功績は多大である。



# 卒園式・卒業式

幼児学園卒園式、小・中学校卒業式が行われました。幼児学園の園児、小学校の児童、中学校の生徒それぞれが通い慣れた園舎、校舎に別れを告げました。

卒園生、卒業生はたくさんの思い出を胸に、それぞれの未来に向かって新たな一歩を踏み出しました。

## 3月12日(火) 中学校卒業式



## 3月13日(水) 小学校卒業式



## 3月14日(木) 幼児学園卒園式





3月1日(金)

## 直島フレンドパーク

スポーツ推進委員会主催で第6回直島フレンドパークが中学校体育館で開催され、17組34名が参加しました。5種類のミニゲームを家族・友人などの2人1組で協力してチャレンジし、楽しい時間を過ごしました。



### 教育委員会からのお知らせ

#### 「シルバーカルチャー教室」に参加しませんか！

町民参加の生涯学習事業として「シルバーカルチャー教室」の受講生を下記の内容で募集します。60歳以上の町民の方ならどなたでも参加できますので、この春から何か新しいことを始めようとお考えの方は、ぜひお気軽にお申し込みください。

#### 趣 旨

高齢化社会を楽しく、豊かに生活するための学習の機会を提供することにより、生涯にわたる学習意欲の向上を図ります。

**主 催** 教育委員会

**期 間** 令和6年5月から翌年2月まで、年間15回程度開催を予定。

**場 所** 西部公民館 ほか

**受 講 料** 無料(ただし、教材費が別途必要な場合があります。)

**対 象 者** 町内に住所を有する60歳以上の方

#### 内 容

講演会や人気の脳トレ教室、町内の各種イベントへの参加など、1回の講座につき1時間から2時間程度です。

#### 申し込み

受講を希望される方は、**4月22日(月)までに**教育委員会事務局へ次の①～④の内容をご連絡ください。

- ①住 所 (地区名)
- ②氏 名
- ③生年月日
- ④電話番号 (連絡先)

※第1回教室は  
5月23日(木)  
西部公民館  
講義室(卓球室)にて、  
「くらしのセミナー」  
の予定です。



前年度の教室風景  
(ギャラリー六区の見学)

### 令和6年度〈直島町〉移動図書館巡回日程表

#### 移動図書館をはじめて利用される方へ

- 移動図書館を利用するには、高松市図書館利用者カードが必要です。
- 町内に住所を有する方は、どなたでもカードの交付を申請し、無料で図書を借りることができます。
- 交付申請は、利用申込書に所定の事項を記入し、住所(免許証・健康保険証)の確認できるものを提示してください。その場で、「利用者カード」を交付します。

**貸出冊数** 1人 15冊まで **貸出期間** 次の巡回日まで(約1カ月間)

#### 巡回ステーション日程表

令和6年								令和7年			
4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
26日 (金)	24日 (金)	28日 (金)	26日 (金)	27日 (金)	25日 (金)	21日 (木)	20日 (金)	24日 (金)	21日 (金)	21日 (金)	【午前】西部公民館 11:10~12:00
											【午後】役場車庫前 13:00~13:40

◎天候等でやむを得ず巡回を中止する場合があります。ご不明な場合は、高松市中央図書館(☎861-4501)までお問い合わせください。

【注意】図書館ではインターネットによるサービスを行っていますが、**移動図書館は対象外となっております。**

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882







## 教育委員会からのお知らせ

### 令和6年度 文化講座受講生の募集について

教育委員会では、公民館活動の一環として、本年度も文化講座を開設します。多数のご参加をお待ちしております。また、**下記講座以外にも年度中に新しく講座を開設する予定です**。開設準備が整い次第、「広報直島」や「ふれあい通信なおしま」にて受講者の募集をします。

**受講ご希望の方は教育委員会事務局へご連絡ください。〈申込締切 4月22日(月)〉**

※定員になり次第、締め切らせていただきますのでご了承ください。



#### 文化講座一覧表

講座名	講師等	会場	開催期間	募集人数	備考
子ども ヨガ講座	森井 照子 大谷こづえ	直島ホール 研修室	第1回 4月27日(土) 4/27、5/11、 6/22、7/27、 9/28、10/26、 11/30、12/14、 1/25、2/22	20名	全10回 5月～2月開催 (毎月第4土曜日など ※8月はお休み) 9:30～11:00 1時間30分 対象:小学4年生から(親子での参加も可能です。) ヨガ体験をしてみませんか? ゆっくり呼吸をしながら、 のびのびと、心地よく身体をうごかしていきます。子ども たちの内側にある、自由さや豊かさ、ユニークさ、集中す る力など、『輝くぼく・わたし発見!』の時間になればと思 います。
大人のための フラダンス 講座	大山加菜子	西部公民館 体育室兼講義室 (卓球室)	第1回 5月20日(月) 5/20、6/3、17、 7/1、8、9/2、30、 10/7、21、11/11	10名	全10回 5月～11月開催 (隔週月曜日など ※8月はお休み) 10:00～11:30 1時間30分 ALOHA～!!! 大人のためのフラダンス講座スタートしま す!! 楽しく明るいハワイアンミュージックにのせて、体 をうごかしてみましょ～! ご参加お待ちしております! ★参加者には、レッスン用スカートをお貸ししますが、数 に限りがございます。ご購入いただく場合があります。
英会話講座	ベンジャミン・ ネハス (世話人代表) 田岡 雅代	西部公民館 第1研修室	4月～2月(予定) 第1回 4月25日(木)	20名	全8回(平日木曜日開催) 予定 19:00～21:00 2時間 ALTの先生と一緒に日常的に役立つ英会話を学習します。 お気軽にご参加ください。

※参加費は無料です。葬儀など、都合により時間帯・場所等は変更することがあります。

### 直島町少年スポーツ等 活動費補助について

未来を担う子どもたちが、スポーツなどの活動で、夢と希望をもって幅広く選択ができるよう、活動に要する経費の一部を支援する『直島町少年スポーツ等活動費補助』を、今年度も引き続き実施します。

#### ●対象者

直島中学校部活動または町内にスポーツ少年団などの活動がなく、そのため町外の非営利スポーツ等活動団体に所属し、活動を行っている直島中学校生徒およびその付き添いの保護者となります。

#### ●対象経費

フェリー車両運賃、小型高速旅客船(高松便に限る)運賃となります。

#### ●補助金の額

対象経費の2分の1。ただし、限度額は年度内で5万円とします。

#### ●締切日

第1次締め切り 9月末日  
第2次締め切り 3月末日

### 青年・少年活動助成事業の 募集について

未来を担う青年・少年が地域社会のなかで生き生きと活動できるために、また、町民の皆さんが自ら活動を活発化させようとする事業に対して、財政面で支援する『生き生き青年活動補助』・『少年の夢育み活動補助』を今年度も引き続き実施します。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

#### ●対象となる事業

町内に所在または住所を有する団体、個人が企画し実施する事業全般で、例えば音楽会・奉仕活動・文化活動・スポーツ活動事業などが考えられます。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

#### ●補助金の額

1事業あたり、20万円を限度とします。同事業を継続する場合、4年目以降は10万円を限度とします。

#### ●応募の締切日

第1次締め切り 4月末日  
第2次締め切り 7月末日

#### ●申し込み先

教育委員会事務局

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

～ 知ってください 国民健康保険のこと!! ～  
【医療費適正化のために】

国民健康保険の被保険者の皆さんが、病院等の窓口で支払っているのは医療費の一部であり、残りは保険者（町）が負担しています。医療費はここ数年高い状態が続いており、国保の財政にも大きな影響を及ぼしています。医療費が増え続けると、皆さんの保険税を引き上げなければならない可能性が大きくなります。少しでも医療費を適正化していけるように、ご協力をお願いします。

医療費の増加の主な原因

医療機関へのかかり方	生活習慣病の増加	医療技術の進歩
かぜなどの軽い症状で最初から大きな病院にかかったり、同じ病気で複数の医療機関にかかったりすると、医療費が増えてしまいます。	日々の生活習慣が要因で起こる生活習慣病が増えています。生活習慣病などの慢性疾患は、治療に長い期間がかかるため、医療費が増えてしまいます。	新しい医療機器や医療技術、新薬等が開発されたことで、治療が難しかった病気も治療が可能になりましたが、治療にかかる費用も増えています。

医療費節約のコツ	<p>● <b>かかりつけ医を持ちましょう</b></p> <p>“かかりつけ医”とは、日頃から診察や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。病歴などを把握したうえで、細やかな対応をしてもらえます。町内にもふれあい診療所がありますので、“かかりつけ医”として積極的に利用してください。</p>
	<p>● <b>重複受診をやめましょう</b></p> <p>同じ病気で複数の医療機関にかかることはやめましょう。医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬により、体への負担や副作用も心配されます。</p>
	<p>● <b>診療時間内に受診しましょう</b></p> <p>緊急の場合以外は、休日や診療時間外の受診はやめましょう。緊急を要する重症の患者さんへの対応が遅れ、治療が間に合わなくなるなどの恐れがあります。また、本来の医療費のほかに時間外料金等も加算され、医療費が増えてしまいます。</p>
	<p>● <b>健康診断を受けて、病気を早期発見しましょう</b></p> <p>自覚症状が現れにくい生活習慣病などの早期発見には、健康診断によるチェックが重要です。病気の早期発見・治療は医療費の節減にもつながります。定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見に努めましょう。</p>
	<p>● <b>薬を正しく使いましょう</b></p> <p>処方薬は市販薬より薬効が強いので、重複して飲むと危険です。薬の飲み合わせや適量以上の服薬により、副作用や症状の悪化が心配されます。指示された用法・用量を守り、正しく使いましょう。</p>

～国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバーの記載が必要です～

国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。届け出・申請の際は届け出・申請者、世帯主、手続対象者全員分のマイナンバー（個人番号）がわかるものを持参してください。お手数をおかけしますが、よろしくをお願いします。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223





## 住民福祉課からのお知らせ

### 出張年金相談を開催します

#### ●開催日

4月18日(木) **事前予約制**



#### ●場所・時間

- ・役場(1階小会議室) 9:30~12:30
- ・西部公民館(1階研修室) 13:00~16:00

年金相談をご希望の方は

『街角の年金相談センター高松(オフィス)』に

**事前予約**をお願いします。

(年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。)

☎087-811-6020(予約用)

平日8:30~17:15【土・日・祝日を除く】

#### ●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

#### ●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、離婚分割、住所・口座変更等

#### ●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類(免許証等)が必要です。

**年金事務所と同等のサービスが受けられます。**

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

## まちづくり観光課からのお知らせ

### みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えることをしてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援させていただく『みんなのまちづくり事業』を、今年度も引き続き実施します。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

#### ●対象となる事業

町民または町内にある団体等が自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などがあります。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

#### ●補助率 補助対象経費の3分の2以内

#### ●補助金の額

1事業当たり30万円を限度とします。  
同事業で4年日以降の場合は、15万円を限度とします。

#### ●応募の締切日

第1次締め切り 4月末日  
第2次締め切り 7月末日

#### ●申し込み先 まちづくり観光課

### 同窓会への助成について

直島小学校ならびに直島中学校(いずれも旧制学校を含む。)の卒業生が開催する同窓会に助成金を交付しています。(5年間に1回限度)

交付対象となる同窓会は、同じ年度に卒業した者の全員を対象として町内で開催されるもので、原則として対象者の3割以上の出席があるものです。

同窓会の開催が決まりましたら、お早めにご相談ください。

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020

まちづくり観光課からのお知らせ

## 社宅整備費用助成制度について

町内で社宅を建設する事業者に対し、建設工事費の一部を助成する制度です。

### 【社宅とは】

事業者が従業員の居住を目的として新たに建設する住宅をいう。

### 【対象者】

- 町内に入居可能世帯数が2世帯以上の社宅を建設する
- 市区町村税を滞納していない

### 【助成額】

- 入居可能世帯数1世帯当たり20万円

### 【交付の条件】

- 入居する従業員等（家族含む）、町に住民登録すること
- 入居率の向上に努めること

### 【用途変更の制限】

- 助成金交付後5年間は、社宅以外の用途に変更しないこと

※なお、工事着手前に交付申請書等の提出が必要となりますので、必ず計画段階で事前にご相談ください。

## 特産品開発に関する補助制度について

町では町内で特産品の開発をしようとする個人・団体・法人に対し、その経費の一部を補助する制度を設けています。

### 【特産品】

「特産品」とは、以下の要件をすべて満たすものとします。

- 町の産品（町内で生産された原材料）を用いて加工・製造されたもの
- 販売が可能なもの
- 広く町民や観光客に親しまれると見込まれるもの

### 【補助対象者】

補助対象者は、以下のいずれかであって、町税等の滞納がなく、事業を継続できると認められる方に限ります。

- 町内に住所を有する個人
- 町内に住所を有する方が代表者となっている団体
- 町内に事業所を有する法人

### 【補助対象事業】

補助の対象となる事業は、以下のとおりです。

- 特産品を開発し、商品化する事業
- 既存の特産品を改良し、新たに商品化する事業

### 【補助対象経費】

補助の対象となる経費は、次のとおりです。

- 特産品の開発に要する経費（消耗品費、原材料費等）
- 品質検査、栄養成分分析等に要する経費
- 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
- 商品PRに係る広告、宣伝に要する経費
- その他、必要と認められる経費

※人件費は補助対象外です。

### 【補助金の額】

- 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（50万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨て）

## みんなで交通ルールを守ろう！ 4月6日から15日は春の全国交通安全運動期間です。



### 一人ひとりの心がけで交通事故をゼロにしよう

- 横断歩道は歩行者ファーストで。歩行者は横断歩道を利用しましょう
- 自転車、電動キックボード等利用時はヘルメット着用を。令和5年4月1日からすべての自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となりました
- 後部座席を含めたすべての座席でシートベルトの着用と年齢にあったチャイルドシートの正しい使用をお願いします

令和5年の香川県内の交通事故死者数は33人。

人口10万人当たりの死者数は3.53人で、全国ワースト5位と厳しい状況が続いています。

あの時、交通ルールを守っていたら助かっていた命があります。

命を落とさないために、命を奪うことのないために。

私たち、町民一人ひとりが安心して生活できる直島町へ。

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



## まちづくり観光課からのお知らせ

### 本村地区(景観重点地区)内で家や外構を新築・改修等する場合には 事前に役場へ届け出が必要です！

景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として、本村地区を重点地区に指定しています。

そこで、本村地区(景観重点地区)の美しい風景とまち並み景観を保全していくことを目的に、平成25年4月1日より下記の内容の行為等を実施する場合には、事前に役場へ届け出が必要となっています。

重点地区内にお住まいの皆さんには、お手順をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

#### (届け出が必要な行為)

- ①建築物
  - 建築物の新築、増築、改築または移転
  - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②工作物等(屋外広告物・塀・柵・門等)
  - 工作物の新築、増築、改築または移転
  - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修等には補助金の交付がありますので、次の記事の「まちづくり景観活動をご支援します(第1期募集)」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



### まちづくり景観活動をご支援します(第1期募集)

平成14年4月1日に施行された「直島町まちづくり景観条例」では「直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい」など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、右記のとおりです。

#### ①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額→別表のとおり

●例えばこのようなときに…

「古い伝統ある建物を改修して保存したい」注1) → ア)

「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」注2) → イ)

「道路沿いを花いっぱいになりたい」→ ウ)

「直島の歴史を本にして後世に残したい」→ ウ)

「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」→ ウ) など

注1) ただし、景観重要物件に指定された建物等に限りです。

注2) ただし、重点地区内(現在、本村地区の一部のみ)の建物に限りです。

#### ②申請の締切 4月30日(火)まで

申請様式についてなど、詳しい内容・お問い合わせについては、まちづくり観光課までご連絡をお願いします。

#### 別表

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
条例に基づきまちづくりを推進するために必要な事業	ハード事業	ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件 イ) ア)以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件(ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。)	2/3	600万円
	ソフト事業	ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	2/3	30万円
		①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物およびアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事 ①建築物の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費 ②門、塀、垣根の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費	1/3	100万円

※令和5年度より次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります。

- (1)法人ならびに営利を目的とする個人および団体
- (2)宗教的または政治的な活動を目的とする法人、個人および団体

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



ふれあい診療所からののお知らせ

令和6年度ふれあい診療所派遣医師（予定）

**泌尿器科専門外来開設**  
（松木泌尿器科院長 松木孝和先生）

毎月第4火曜日午前外来

※前立腺肥大症や前立腺癌、過活動膀胱や頻尿、尿失禁、性感染症の悩みなど泌尿器科疾患で気になる際、ぜひ受診してください。

**岡山赤十字玉野病院診療援助**  
（横山祐二病院長）

毎月第2金曜日午後外来

※診療科は内科全般で、特に消化器領域を専門としています。

**小児科専門外来開設**  
（香川大学医学部附属病院小児科）

小児科准教授 安田真之先生、

小児科医 井上依里先生 毎月1回

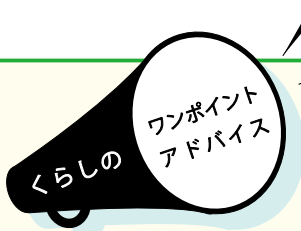
※お子さんの病気のこと、成長・発達のことなど、直島町のお子さんの健康維持に努めていきたいと思えます。

年間診療予定日（※都合により変更する場合があります。）

		泌尿器科専門外来	横山病院長	小児科専門外来	
		午前外来	午後外来	午後外来	
令和6年	4月	23日（火）	12日（金）	25日（木）	
	5月	28日（火）	10日（金）	23日（木）	
	6月	25日（火）	14日（金）※	27日（木）	
	7月	23日（火）	12日（金）	25日（木）	
	8月	27日（火）	9日（金）	22日（木）	
	9月	24日（火）	13日（金）	19日（木）	
	10月	22日（火）	11日（金）	17日（木）	
	11月	26日（火）	8日（金）	28日（木）	
	12月	24日（火）	13日（金）	19日（木）	
	令和7年	1月	28日（火）	10日（金）	23日（木）
		2月	25日（火）	14日（金）※	27日（木）
		3月	25日（火）	14日（金）※	27日（木）

午前受付 午前8時30分 ～ 午前11時30分（午前9時 ～ 正午 診察）  
午後受付 午後2時 ～ 午後4時（午後2時30分 ～ 午後4時30分 診察）

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266



SNS上の投資グループで  
勧誘される儲け話に関するトラブルにご注意！

SNS（フェイスブック、インスタグラム、エックス（旧ツイッター）等）上の投資情報を共有するグループで「FX取引で確実に儲かる」などと勧誘され指定された個人名義口座にお金を振り込んだが、出金できなくなったという相談が寄せられています。

投資を検討する際は必ず事業者の金融商品取引業登録の有無を確認し、取引内容やリスクを十分に理解せずに契約することはやめましょう。振込先に個人名義の口座を指定された場合は絶対に振り込まないでください。

困ったときは、ひとりで悩まずにお電話ください。

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」 「消費者ホットライン188（局番なし）」



No.201

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



## せん妄の予防と対策について

(医師 藤原 正貴)

せん妄は一見すると認知症と間違われやすいですが、まったく異なる病気です。注意深く観察することでせん妄を早めに発見し、解決することができます。今回はせん妄の予防と対策についてのお話です。

### せん妄とは？

体調不良、手術後、新しい薬が合わないなどが原因となり意識が混乱することです。強い寝ぼけのような症状がみられます。高齢の方、物忘れが目立ってきた方、脳梗塞や脳出血などの既往のある方、アルコールを普段から飲まれる方がせん妄になりやすいと言われています。多くは治療により回復します。

認知症とせん妄は違う疾患ですが、高齢になると認知症とせん妄を同時に発症していることもあります。同時に発生していない場合はせん妄の症状をみて、認知症になったとってしまうこともあるでしょう。しかし、せん妄の場合は急激に発症し、数日から数週間で治ります。せん妄のときは以下のような変化があります。

- ・ 時間や場所の感覚が鈍くなる
- ・ 落ち着きがない
- ・ 荒っぽくなったり、時には怒りっぽくなる
- ・ 幻覚が見える
- ・ 話していることの辻褄が合わない
- ・ 睡眠リズムがみだれる

### 対策

#### ・生活リズムの是正

せん妄症状は夕方から夜間にかけて現れることが多く、昼夜逆転している人が少なくありません。生活のリズムを取り戻すために朝から日光を取り込んで部屋を明るくしましょう。また日中の活動の助けとなるもの（本・新聞・TV・ラジオ・軽い運動など）を活用しましょう。精神安定剤や睡眠薬を服用して睡眠と覚醒をもとに戻す治療が行われることもあります。

#### ・身体疾患の改善

高齢者の場合は、発熱や下痢などで脱水になり、それが原因でせん妄症状が現れることがあります。便秘や痛みも原因となることもあります。まずはそれらの体調不良を治すことが大切なので早めに医療者に相談してください。

せん妄は多くの高齢者が発症して家族や介護者はその対応に悩まされています。原因が取り除かれればよくなる可能性が十分ありますので、せん妄が疑われるときはすぐに専門医に相談してください。その際はいつ頃からの症状なのか、どのような症状がでているのかなど、できるだけ詳しく伝えられるようにメモを取るなどすると良いでしょう。

## 介護医療院への移行について

町立診療所の介護療養病床は、4月1日より介護医療院へ移行します。

介護医療院とは、療養上の管理、看護、医学的管理の下、要介護者の長期療養、生活をするための施設です。ショートステイも今まで通りご利用できます。

また、プライバシーに配慮した環境を併せ持つことが求められ、多床室には間仕切りを設置しています。入所定員はこれまで通りの6人です。

今後も、入所される方が安心して利用できるよう努めてまいります。

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266

### 赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

地区 誕生日  
なまえ お父さん  
お母さん

鷺ノ松 3・12  
山上陽菜乃ちゃん 達也  
美咲

### 結婚おめでとう (敬称略)

すえ永く お幸せに

地区 氏名 月 日

鷺ノ松 北畑 遼 3・15

鷺ノ松 原田 萌恵 3・15

### おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢

宮ノ浦 宮田 幸子 94

宮ノ浦 大西 良一 80

本村 中谷フサ子 99

積浦 中林 征一 85

### 寄附のお礼

関富美代様より亡母林千代枝様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、直島町立診療所、宮ノ浦自治会に封して金一封の寄附がありました。

堀内健司様より亡父堀内信之様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、直島町立診療所に対して金一封の寄附がありました。

和島栄治様より亡母和島喜美子様のお礼として、本村自治会、本村長寿会、本村太鼓同好会に対して金一封の寄附がありました。

小林研二様より亡義母宮田幸子様のお礼として、直島町社会福祉協議会、直島町に対して金一封の寄附がありました。

大西登志枝様より亡夫大西良一様のお礼として、宮ノ浦自治会、直島町文化協会、直島町立診療所、直島町社会福祉協議会に対して金一封の寄附がありました。

## チャレンジ! 広報クイズ

Q.ホームステイを体験できる「中学生・高校生海外研修事業」の研修先はどの国でしょう

- ①イギリス ②カナダ ③アメリカ

(ヒントは、広報紙の中にあります)

3月号の答え ② 応募総数8通

【応募締め切り】4月30日(火)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報クイズ4月号」係

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

## ★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

### わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さん、ペットの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

### 「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

### 送り先

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報なおしま ○○○コーナー」

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り:4月22日(月)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

### 玉野市休日当番医 市外局番(0863)

日	内科	外科	歯科
4月14	青井医院 (宇野)21-4370	玉野市民病院 (宇野)31-2101	赤木歯科医院 (築港)31-1771
21	田川医院 (和田)81-8345	宇野八丁目クリニック (宇野)33-8080	赤司歯科医院 (宇野)32-1289
28	井上クリニック (宇野)32-0831	玉野市民病院 (宇野)31-2101	あさの歯科医院 (玉原)31-7722
29	玉野市民病院 (宇野)31-2101	山田クリニック (和田)81-7197	阿部歯科医院 (用吉)71-0839
5月3	しんみなクリニック (用吉)71-4800	三宅内科外科医院 (槌ヶ原)71-2277	いのうえ歯科医院 (八浜町八浜)51-3360
4	岡山赤十字玉野病院 (築港)31-5117	玉野市民病院 (宇野)31-2101	井上歯科医院 (迫間)71-4818
5	満木内科小児科 (用吉)71-0747	玉野三井病院 (玉)31-4187	垣内歯科医院 (宇野)21-3414
6	たなべ内科 (八浜町八浜)51-3600	たまメディカルリハビリ テーションクリニック (玉)31-6803	木下歯科医院 (田井)31-5545

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。

※休日当番医は都合により変更することがあります。

### ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(4月8日~5月10日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
4/8	9	10	11	12
午前 午後 藤原・谷 谷	谷	午前 午後 藤原・谷 藤原	藤原	午前 午後 谷 横山
15	16	17	18	19
午前 午後 藤原・谷 藤原	藤原	午前 午後 藤原・谷 谷	藤原	谷
22	23	24	25	26
午前 午後 藤原・谷 谷	午前 午後 松木 谷	午前 午後 藤原・谷 藤原	午前 午後 藤原 藤原・井上	谷
29	30	5/1	2	3
休診日	藤原	午前 午後 藤原・谷 谷	藤原	休診日
6	7	8	9	10
休診日	谷	午前 午後 藤原・谷 谷	藤原	午前 午後 谷 横山

※診療担当医は都合により変更することがあります。

※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00

※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30

※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので、下記に電話してください。

(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。

(お知らせ)第4火曜日の午前中のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

4/25(木)の午後のみ小児科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

ふれあい診療所 ☎087-892-2266





横防 岡崎 貢さんの作品  
「大きなクレーン船が」

## 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡が見つからない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律がスタートしました。

令和6年4月1日から、**相続等により不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務**となりました。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

### ★ポイント

令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記をする必要があります。

★制度に関する詳細は、[法務省 所有者不明](#) で検索してください。

★相続登記に関する個別の事案については、**香川県司法書士会**（☎0120-13-7832）にて相談のご予約ができます。

★相続登記の申請手続に関するご案内（ハンドブック）はこちら

[お問い合わせ 高松法務局 ☎087-821-6191](#)



（法務局ホームページ）



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

## 「能登半島地震災害義援金」の協力お願いについて

能登半島地震災害義援金へ多くの皆さまより、温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。現在の日本赤十字社直島町分区での義援金受付状況を報告いたします。

なお、義援金の受付は令和6年12月27日までを予定しております。役場庁舎内と生協本店に募金箱を設置しておりますので、ご協力をお願いいたします。

皆さまからお預かりした義援金は、日本赤十字社を通して、被災地の方に届けられます。

**令和6年3月29日現在 38,522円**